

食品安全情報（化学物質） No. 7/ 2017（2017. 03. 29）

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部
(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

<注目記事>

【ECHA】 欧州化学品庁（ECHA）はグリホサートを発がん物質とは分類しない

ECHA のリスク評価委員会（RAC）は、グリホサートを目に傷害性があり水棲生物に有害であるという現在の統一分類を維持することに合意した。RAC は CLP 規則に準じて、入手可能な科学的根拠はグリホサートを発がん物質、変異原性物質あるいは生殖毒性と分類する基準に合致しないと結論した。この分類は物質のハザードのみに基づくものである。暴露の可能性は考慮せず、従って暴露リスクについても考慮しない。認可を更新するかどうかは暴露によるリスクも考慮される。

*ポイント： グリホサートについて EU でも「発がん物質とは分類しない」という結論がでました。しかも今回は国際がん研究機関（IARC）と同じく暴露を考慮していないハザード評価での結論という点が重要ポイントです。今回の ECHA の発表を受けて、現在延期されている認可に関する議論が再開されるでしょう。

【APVMA】 APVMA はグリホサートを公式に再検討する理由はないことを発見

オーストラリア農薬・動物用医薬品局（APVMA）は、オーストラリアでのグリホサートの使用はヒトがんリスクとはならず、グリホサートを含む製品はラベルの指示に従って使えば安全であると結論し、完全再検討は必要ないと決定した。

【EU】 公的コントロールに関する規制採択についての Andriukaitis コミッショナーの声明

欧州議会が、欧州委員会の提案した各国のヒト、動物、植物へのリスクを排除あるいは減らす能力を強化する新しい公的管理規制（Regulation on Official Controls）を採択した。この規制はアグリフードチェーン全体の健康と安全基準の執行を強化する対策のパッケージを提供する。

*ポイント： ここ数年、諸外国では食品安全規制が大幅に見直されています。これは 2013 年に欧州委員会で採択された規則で、既存の欧州議会及び理事会規則（EC）No 882/2004 に代わるものです。必要のない内容は削除し、よりリスクに基づき IT システムを利用するなど、現代の状況に合わせたものとなります。

【EFSA】 農薬評価への新しい道筋

欧州食品安全機関（EFSA）は、疫学研究をリスク評価により効果的に利用できるようにするための新しいアプローチとして有害性転帰経路（AOP）の採用を検討している。

*ポイント： AOP は、経済協力開発機構（OECD）が取り組んでいるアプローチで、ある化学物質に暴露した時の最初の細胞レベルでの初期影響から様々な段階を介して最終の有害影響が発現するまでの、その一連の複雑な経路（メカニズム）を明らかにするというものです。EFSA は、AOP を確立することで、疫学研究で得られた結果の生物学的妥当性を検討しようとしています。

目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

[【WHO】](#)

1. 国際がん研究機関（IARC）：グリホサートは ECHA により発がん性とは分類されない
2. モノグラフ会合予定

[【EC】](#)

1. 欧州化学品庁（ECHA）：ECHA はグリホサートを発がん物質とは分類しない
2. 公的コントロールに関する規則採択についての Andriukaitis コミッショナーの声明
3. GM 食品及び飼料認可申請に関するパブリックコメント募集
4. 食品ロスと廃棄に関する EU プラットフォーム会合
5. アルコール表示
6. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

[【EFSA】](#)

1. 「パーキンソン病と小児白血病に関連する可能性がある農薬の、実験毒性学的性質の調査」 PPR パネルの科学的意見案についてのパブリックコメント募集
2. 農薬評価への新しい道筋
3. 「複数の化学物質への複合暴露のヒト健康と生態学的リスク評価方法論の統一」に関するガイダンス文書の開発権限についてのパブリックコメント募集結果
4. 発育神経毒性の試験と評価のための統合アプローチに関するワークショップの報告書
5. EFSA の科学的評価の改訂を検討する科学的動機と基準
6. 食品添加物としてのグリセロール(E 422)の再評価
7. 食品添加物として的大豆ヘミセルロース(E 426)の再評価
8. 香料グループ評価：香料グループ評価 57 改訂 1(FGE.57Rev1)についての科学的意見：JECFA(第 55 回会合)で評価されたイソプレゴンと 3 つの香料物質の検討
9. 遺伝子組換え関連

[【FSA】](#)

1. 2017 年 3 月 15 日の FSA 理事会の議事録
2. Cleone Foods は不正確な表示のためパテをリコール

[【FSS】](#)

1. スコットランド食品基準庁はスコットランド市民に不健康な間食習慣をやめるよう呼びかける
2. スコットランド食品基準庁は自宅の外で食べる食品への対応を呼びかける

[【HSE】](#)

1. PRiF：残留農薬モニタリング報告書
2. グリホサートと同時調整剤 POE 獣脂アミンを含む植物保護製品

[【BfR】](#)

1. 農薬の累積評価：認可プロセスの一部となる BfR の概念
2. 実験動物のよりよい保護

[【RIVM】](#)

1. NANoREG 結果リポジトリ

[【FSAI】](#)

1. 未認可販売者からのアルコール飲料購入に関する警告

[【EVIRA】](#)

1. 食品の使用制限

[【FDA】](#)

1. コロラドの未承認医薬品とダイエタリーサプリメントメーカーが連邦法違反で操業停止を命令される
2. 警告文書

[【EPA】](#)

1. FIFRA 科学助言委員会会合議事録と最終報告書：EPA のグリホサートの発がん性評価に関して

【USDA】

1. Lakes Farm Raised Catfish 社はナマズ製品を異物混入の可能性のためリコール
2. 汚染ブラジル産食肉について：米国には入っていない、100%再監視されている

【NIH】

1. ファクトシート
2. 衛生専門家向け

【FTC】

1. FTC との合意でダイエット錠剤事業者による根拠のない減量宣伝とスパム電子メールマーケティングを禁止

【CFIA】

1. ダイオキシン汚染による飼料成分の自主回収

【FSANZ】

1. 食品基準通知

【APVMA】

1. ジメトエート化学物質レビュー
2. 申請者向けガイドー国際データ、基準、評価の提出
3. APVMA はグリホサートを公式に再検討する理由はないことを発見
4. 汚染された農業獣医用製品が調査と自主回収されている

【TGA】

1. 安全性警告：Change Me Herbal Slimming 錠剤

【MPI】

1. ニュージーランドの 2016 年のミツバチコロニー消失はポジティブな結果
2. ミラクルウォーターはバイオセキュリティリスクとなる

【香港政府ニュース】

1. ブラジル産食肉関連

【MFDS】

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果
2. ブラジル産鶏肉の輸入段階の検疫・検査強化
3. ブラジルの腐敗鶏肉の国内輸入はない
4. 海外インターネット直輸入食品購入の注意！
5. 食品中のアクリルアミドの低減実現
6. 食品医薬品安全処、国民と直接コミュニケーションします
7. 食品用ガラス器具・容器の正しい使い方！
8. 食品医薬品安全処「危害食品販売遮断システム」の拡大に安心なショッピング環境づくり
9. 食品医薬品安全庁、国内・外の流通粉ミルク製品の放射能検査の結果発表
10. コーデックス抗生物質耐性の特別委員会の議長任命式及び第1次専門家諮問会議の開催

【AVA】

1. AVA はブラジルからの食肉の輸入を監視している

【FSSAI】

1. シナモンとカシアについてのガイダンス
2. プレスリリース：食用油業界と強化について

【その他】

- ・ (ProMED-mail) 有毒茶 アコニチン 米国：(カリフォルニア)
- ・ (EurekAlert) 知見は出産前の DHA サプリメントは子どもの IQ に利益がないことを示す
- ・ (EurekAlert) エネルギードリンクはアルコールの影響をマスクし怪我のリスクを増やす

-
- 世界保健機関（WHO : World Health Organization） <http://www.who.int/en/>

1. 国際がん研究機関（IARC）

グリホサートは ECHA により発がん性とは分類されない

Glyphosate not classified as a carcinogen by ECHA

15/03/2017

<http://www.iarc.fr/>

IARC の評価は ECHA のレビューに影響されない。IARC は他の国や国際委員会の専門性や方法論、結論にはコメントしない。

（注：文中の各リンクは過去の発表事項へのリンクで新しいことは言ってない。）

2. モノグラフ会合予定

Meeting 118: Welding, Welding Fumes, and Some Related Chemicals

(21-28 March 2017)

<http://monographs.iarc.fr/ENG/Meetings/index.php>

- ・ 第 118 回：溶接、溶接のフュームおよび関連化合物（21-28 March 2017）
- ・ 第 119 回：食品及び消費者製品中の化学物質（1 - tert - ブトキシプロパン - 2 - オール、 β - ミルセン、フルフリルアルコール、メラミン、ピリジン、テトラヒドロフラン、塩化ビニリデン）（6-13 June 2017）
- ・ 第 120 回：ベンゼン（10-17 October 2017）

-
- 欧州委員会（EC : Food Safety: from the Farm to the Fork）

http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm

1. 欧州化学品庁（ECHA）

ECHA はグリホサートを発がん物質とは分類しない

Glyphosate not classified as a carcinogen by ECHA

Helsinki, 15 March 2017

<https://echa.europa.eu/-/glyphosate-not-classified-as-a-carcinogen-by-echa>

ECHA のリスク評価委員会（RAC）は、グリホサートを目に傷害性があり水棲生物に有害であるという現在の統一分類を維持することに合意した。RAC は CLP 規則に準じて、入手可能な科学的根拠はグリホサートを発がん物質、変異原性物質あるいは生殖毒性と分類する基準に合致しないと結論した。

採択された意見は通常の編集チェックを経て欧州委員会に送られる。同時に ECHA のウ

ウェブサイトで公開する。

背景

グリホサートについての発表された研究の他に、委員会は企業が行った研究のオリジナルの報告を全て入手できた。RAC は 2016 年の夏に行ったパブリックコメントで受けとったものも含む全ての科学的データを評価した。

この分類は物質のハザードのみに基づくものである。暴露の可能性は考慮せず、従って暴露リスクについても考慮しない。認可を更新するかどうかは暴露によるリスクも考慮される。

* 参考：食品安全情報（化学物質）No. 14/ 2016（2016. 07. 06）

【EC】 農薬：EU 加盟国がグリホサートの延長についての決定に責任をとらなかったため欧州委員会は ECHA が意見を出すまで認可を延長する

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2016/foodinfo201613c.pdf>

2. 公的コントロールに関する規則採択についての Andriukaitis コミッショナーの声明 Statement by Commissioner Andriukaitis on the Adoption of the Regulation on Official Controls

15 March 2017

http://europa.eu/rapid/press-release_STATEMENT-17-610_en.htm

本日欧州議会が欧州委員会の提案した、各国のヒト、動物、植物へのリスクを排除あるいは減らす能力を強化する新しい公的管理規則（Regulation on Official Controls）を採択した。この規則はアグリフードチェーン全体の健康と安全基準の執行を強化する対策のパッケージを提供する。

この新しいルールは EU の食品がアグリフードチェーンの全体にわたって安全であることを確保するための欧州コントロールシステムの近代化と簡素化を目指す。

EU 規制の一部としてフードチェーンをカバーする約 70 の規制は 5 つに減り農家や食品事業者にとって行政手続きが減る。また EU 市民もチェーン全体のコントロールの透明性が増し、効率が良くなり、より安全な製品という利益がある。そして各国の管理者も、より効果的に職務を遂行できるようにする権限と手段を与えられる。

* European Commission - Fact Sheet

Enforcement of rules along the agri-food chain in the EU

[http://europa.eu/rapid/press-release MEMO-17-611_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-17-611_en.htm)

* Review of legislation on official controls

https://ec.europa.eu/food/safety/official_controls/review_en

* 参考：食品安全情報（化学物質）No. 10/ 2013（2013. 05. 15）

【EC】 安全な食品のためのより賢い規則

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2013/foodinfo201310c.pdf>

3. GM 食品及び飼料認可申請に関するパブリックコメント募集

Public consultations on GM food & feed authorisation applications

http://ec.europa.eu/food/plant/gmo/public_consultations_en

- ・ Soybean DAS-44406-6

募集期間：2017年4月24日まで

- ・ Soybean DAS-68416-4

募集期間：2017年4月20日まで

4. 食品ロスと廃棄に関する EU プラットフォーム会合

Meetings of the EU Platform on Food Losses and Food Waste

https://ec.europa.eu/food/safety/food_waste/eu_actions/eu-platform/meetings-eu-platform-food-losses-and-food-waste_en

2017年3月20日の食品寄付サブグループ会合のプレゼン追加。

5. アルコール表示

Alcohol labelling

https://ec.europa.eu/food/safety/labelling_nutrition/labelling_legislation/alcohol_en

13 March 2017 に欧州委員会はアルコール飲料の成分や栄養表示について欧州議会および理事会への報告書を採択した。

* 報告書

http://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/fs_labelling-nutrition_legis_alcohol-report_en.pdf

アルコール飲料 (1.2%以上アルコールを含むもの) について栄養表示が義務ではないが、多くの包装済み食品の栄養表示が義務となっており自主的な表示も行われている。アルコール飲料のカロリー表示を検討すべきだろう。

6. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2017年第11週～第12週の主な通知内容 (ポータルデータベースから抽出)

* 基本的に数値の記載がある事例は基準値超過 (例外あり)

* RASFF へ報告されている事例のうち残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

警報通知 (Alert Notifications)

スペイン産冷凍マカジキの水銀(4.874 mg/kg)、ベトナム産デンマーク経由冷凍ヨコフエダイ (*Lutjanus malabaricus*) フィレによるシガテラ中毒の疑い、スペイン産冷凍マグロロインのヒスタミン(276 mg/kg)、ロシア産ハチミツの禁止物質クロラムフェニコール(1.34 µg/kg)、米国産スペイン経由食品サプリメントの未承認新規食品成分アグマチン硫酸及びその摂取によるニコチン酸の過剰摂取(318 mg/100g)、トルコ産ドイツ経由乾燥イチジクのオクラトキシン A(62.5 µg/kg)、イタリア産英国経由パスタスプーンからの一級芳香族アミンの溶出(0.07; 0.1092; 0.1713 mg/kg)、セネガル産砂糖をからめたピーナッツのアフラトキシン(B1 = 6.4; Tot. = 7.7 µg/kg)、英国産食品サプリメントの未承認物質 2-アミノ-6-メチルヘプタン (DMHA)、スペイン産チルド真空パックメカジキフィレの水銀(1.3 mg/kg)、レバノン産オランダ経由酢漬けのカブの未承認着色料ローダミン B (25.7 mg/kg)、オランダ産乾燥クコの実の未承認物質カルボフラン(0.033 mg/kg)、英国産冷凍イワシのヒスタミン(772; 2675 mg/kg)、ポーランド産ニンジンのカドミウム(0.21 mg/kg)、ポルトガル産冷凍皮剥きヨシキリザメ切り身の水銀(1.2 mg/kg ; 1.6 mg/kg ; 1.427 mg/kg)、パキスタン産スパイスミックスのアフラトキシン(B1 = 9.3 µg/kg)、イタリア産有機トウモロコシふすま(21482 µg/kg)及び砕いたトウモロコシ(2146 µg/kg)のフモニシン、スペイン産冷凍アオザメの水銀(1.65 mg/kg)、など。

注意喚起情報 (information for attention)

インド産生食用ブドウのクロルピリホス(0.2; 0.241; 0.167 mg/kg)、スペイン産チルドスルメイカのカドミウム(2.04 mg/kg)、トルコ産サルタナレーズンの亜硫酸塩非表示(38 mg/kg ; 22 mg/kg)、インド産冷凍全形イカのカドミウム(1.6 mg/kg)、タイ産解凍マンゴースライス着色料サンセットイエローFCF(E110) (16 mg/kg)高含有、中国産ステンレススチール製コーヒースプーンからのクロムの溶出(6.2; 5.3; 7.6 mg/l)及び高濃度の総溶出量(16; 15; 20 mg/dm²)、中国産ライトシロップ漬イチゴの着色料ポンソー4R/コチニールレッド A(E124)の未承認使用、韓国産冷凍メカジキ切り身の水銀(1.5 mg/kg)、スペイン産チルドメカジキフィレの水銀(1.98 mg/kg)、バングラデシュ産フジマメの未承認物質カルボフラン(0.056 mg/kg)、ドミニカ共和国産ナスの未承認物質カルボフラン(0.022 mg/kg ; 0.07 mg/kg)、スペイン産解凍真空パックメカジキの水銀(1.64 mg/kg)、バングラデシュ産冷凍エビの禁止物質ニトロフラン(代謝物質)ニトロフラゾン(SEM) (7.7 µg/kg)、トルコ産 isot ペッパーのオクラトキシン A (59 µg/kg)、スペイン産解凍メカジキステーキの水銀(1.48 mg/kg)、ブラジル産飼料用ドライイーストのヒ素(2.6 mg/kg)、など。

フォローアップ用情報 (information for follow-up)

カナダ産食品サプリメントの未承認新規食品成分アグマチン硫酸、クロアチア産飼料用ミツバチケーキのヒドロキシメチルフルフラール(HMF)高含有 (187 mg/kg)、フィンランド産食品サプリメントの未承認新規食品成分アグマチン硫酸、オランダ産食品サプリメントの未承認新規食品成分アグマチン硫酸、トルコ産冷凍ツノナガサケエビの亜硫酸塩高含有(1114.8 mg/kg)、ギリシャ産プラスチック皿からの高濃度の総溶出(82.6 mg/dm²)、など。

通関拒否通知 (Border Rejections)

アラブ首長国連邦産ソフトドリンクのエチレンジアミン四酢酸カルシウムニナトリウム (CDEDTA)(E385)未承認、インド産オクラの未承認物質プロパルギット(0.054 mg/kg)、中国産マグの縁からの鉛の溶出(0.62 mg/dm²)、エチオピア産チリパウダーのアフラトキシン (B1 = 48.1; Tot. = 107.1 µg/kg)、トルコ産ペッパーのホルメタネート(0.124 mg/kg)、中国産ステンレススチール製グリル付きバーベキューからの鉛の溶出(54 µg/kg)、チリ産いくつかの食品サプリメントの未承認市販、タイ産マスタードの安息香酸(E210) (572 mg/kg)未承認、ベネズエラ産冷凍エビの亜硫酸塩高含有(241 mg/kg)、インド産オクラの未承認物質プロパルギット(0.08 mg/kg)、イラン産殻付きピスタチオナッツのアフラトキシン(B1 = 57.8; Tot. = 62.8 µg/kg)、インド産キダチコミカンソウ粉の未承認照射(陽性)、ガーナ産パームオイルの未承認着色料スーダン 4 (>0.5 mg/kg)、インド産米の未承認物質メタミドホス(0.067 mg/kg)及びアセフェート(0.18 mg/kg)、インド産バスマティ米の未承認物質アセフェート(0.028 mg/kg)、中国産香港経由ハーブティーの未承認新規食品成分ステビア、トルコ産レモンのイマザリル(11.14 mg/kg)、イラン産ピスタチオのアフラトキシン(B1 = 210.5; Tot. = 235.9 µg/kg)、など。

その他アフラトキシン等多数。

● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm

1. 「パーキンソン病と小児白血病に関連する可能性がある農薬の、実験毒性的性質の調査」 PPR パネルの科学的意見案についてのパブリックコメント募集

Public consultation on the draft Scientific Opinion of the PPR Panel "Investigation into experimental toxicological properties of plant protection products having a potential link to Parkinson's disease and childhood leukaemia"

EFSA-Q-2014-00482

16 March 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/1190e>

パブリックコメントは 2016 年 8 月 1 日～9 月 21 日まで募集され、100 コメント（企業から 94、BfR から 6）を受け取った。PPR パネルは科学的意見の改訂を承認し、第 84 回総会議での議論後に採択された。

パーキンソン病と小児白血病に関連する可能性がある農薬の、実験毒性的性質の調査

Investigation into experimental toxicological properties of plant protection products having a potential link to Parkinson's disease and childhood leukaemia

EFSA Journal 2017;15(3):4691 [325 pp.]. 16 March 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4691>

2013年にEFSAは農薬暴露とヒトの健康アウトカムに関連する疫学研究的文献レビューを発表した。フォローアップとして、EFSAの農薬とその残留物に関するパネル(PPR パネル)は、パーキンソン病(PD)と小児白血病(CHL)のリスク要因としての農薬暴露の関与の可能性を調査するよう求められた。PD及びCHLと、農薬の作用機序についての系統的文献レビューを2016年にEFSAが発表し、背景文書として使用された。パネルは有害転帰経路 Adverse Outcome Pathway (AOP)の概念の枠組みを用いて、疫学研究に関する生物学的妥当性を定義し、病気の特定の症状を有害事象(AO: adverse Outcome)と同定した。AOPは多数の情報を組みあわせ、生物学的経路の知識を提供し、種の違いと類似性を強調し、研究の必要性を明らかにし、規制の判断を支える。この文脈でAOPアプローチは、分子レベルの初期イベント(MIE: molecular initiating event)から有害事象までの、一連の生物学的に可能性のある必須の重要イベント(KEs: key events)を介する関連を描くことにより、生物学的妥当性の評価のために入手可能な試験的知見をまとめるのに役立つ。AOPは化学物質についての情報は与えないので、反応と重要イベントの関連性(KERs: key event relationships)が暫定的に一致することが経験的に支持されるツール化合物が選択された。パネルは得られた結果から、3つの定性的、1つの推定上のAOPを開発した。パネルはAOP枠組みの使用を支持する。

2. 農薬評価への新しい道筋

A new path for pesticide assessment

16 March 2017

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/170316>

化学物質リスク評価で最も議論される問題の一つ：農薬などの化学物質への暴露はヒトの健康障害の原因となりうるか？科学者らは現在、安全性を評価するのに動物実験や細胞研究などの実験毒物学の証拠に頼っている。EFSAが提案した新しいアプローチはヒトの健康に関する疫学研究をより良く使うことでさらなる理解を助けるだろう。

ヒトの疫学研究は特定の化学物質への暴露とヒトの病気の関連を示唆する。だが、関連は必ずしも因果関係を証明せず、疫学研究から確固たる結論を引き出すことはたやすくはない。このことが、そのような研究が、化学物質が最終的に病気のリスク要因となるかどうかを決めるのに多くの場合限定的にしか使えないことを意味する。

2013年にEFSAは、農薬の暴露と健康影響を関連づける疫学研究についての文献レビューの結果を発表した。それ以来EFSAの農薬の専門家は、疫学研究の結果をどうやって農薬リスク評価に取り入れられるかを研究し続けている。この作業はすべての化学物質に関連するが、EFSAは疫学的知見を評価するようEU規則で義務付けられているため、特に農薬承認申請評価において重要である。

この努力の一環として、EFSAの農薬とその残留物に関するパネルは、農薬などの化学物

質への暴露と健康障害に関連する生物学的因果関係をリスク評価者が確立できるようにする方法を調べている。この方法を開発する作業グループの議長である Susanne Hougaard Bennekou 博士と、EFSA の職員で農薬を専門とする科学者である Andrea Terron 博士はこの作業の重要性を説明する。

この計画の目的は？

農薬リスク評価者は疫学研究で得られた情報をもっとうまく利用したいと考えている。そのため、疫学研究で示された関連を確認する—あるいは確認しない方法を見つける必要がある。この仕事はデータが複雑なヒトの病気に関連する時には特に難しい。時には非常に多くの要因があり、疫学研究で示唆された化学物質と病気の関連をどうしても確認できないことがある。

私達の科学的意見では、その原因—ある化合物が細胞レベルで生物に接触し影響を与える—と結果、すなわち病気につながるその後の一連の出来事との間に妥当な関係があるかどうかを立証できる枠組みを採用した。言い換えると、出来事の特定の順序、あるいは経路がヒトの健康ハザードとなるかどうかを立証し—またその結果として、その病気の潜在的なリスク要因として考慮する必要のある化学物質を同定する。

この概念的枠組みは有害性転帰経路(AOP)として知られている。科学コミュニティで開発され、OECD により化学物質がどのように有害影響を引き起こすかの理解を深めるために使用されているが、リスク評価において疫学データの利用改善のために特に適用されたのはこれが初めてである。

AOP をどのように適用しましたか？

私達は 2013 年の報告書で農薬暴露との一貫した関連を示す 2 つの病気、パーキンソン病と小児白血病の AOPs プロトタイプをデザインした。私達は農薬を含む様々な化学物質を用いて一連の出来事—そして出来事の関連性—を描くことができた。

そしてわかったことは？

この枠組みが化学物質への暴露と病気との関連性を立証するのに効果的なツールであるということは明らかだ。パーキンソン病と小児白血病両方の AOPs からの全体的な証拠の重みは初期の相互作用—分子レベルの初期事象あるいは MIE として知られる—と有害転帰との間の強い関連を示した。

それで化学物質への暴露とこれらの 2 つの病気の関連性を立証したのですか？

いいえ、私達は化学物質への暴露とこれらの 2 つの病気の関連を立証していません。AOP の概念枠組みによって私達は 1 つの化学物質の関連について妥当性を評価できるようになったが、これは化学物質が病気の原因となり、さらにリスク要因となることを示す—これらには完全リスク評価が求められる—からは程遠い。例えば、農薬は実際の状況で人々が暴露されるときに必ずしも有害影響があるわけではない—影響を与えるにはある特定の細胞に達する必要がある、また有害結果を起こすのに十分な用量が必要である。それでも、暴露はパーキンソン病と小児白血病になるには、他の複合要因の—環境および/または遺伝子の—なかのたった 1 つのリスク要因となりうるにすぎない。

「この枠組みで化学物質との関連の妥当性を評価できるようになった。化学物質が病気の原因となることを示しているのではない。」

だが、これは農薬を含む化学物質のリスク評価にとって一歩前進ですね？

そうです。私達はまだリスク評価のツールとして AOP の枠組みの適応可能性を理解し始めたばかりで、それは全ての入手可能な情報を説明する機会になった。AOP は農薬を評価するのに必要なデータの代わりに使うのではなく、補完的なツールとして役に立つ。AOP は従ってハザード同定過程でヒトの健康結果を組み入れるアプローチに向かったのリスク評価パラダイムのシフトである。AOP メソッドは経路に沿った各段階のデータギャップを確認したり、ハザード同定とキャラクター化のための将来の試験戦略を導いたりするのに役立つ。

このインタビューはかなり複雑な科学的作業の一部の主要な要素を要約し単純化している。この問題の完全な徹底した理解には EFSA の農薬とその残留物に関するパネルが採用した科学的意見を参考にして欲しい。

- ・パーキンソン病と小児白血病に関連する可能性がある農薬の、実験に基づく毒性学的性質の調査

Investigation into experimental toxicological properties of plant protection products having a potential link to Parkinson's disease and childhood leukaemia

EFSA Journal 2017;15(3):4691 [325 pp.]. 16 March 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4691>

疫学とは？

疫学は定義された人の集団での原因（例えば、喫煙、アルコール、ウイルス、特定の化学物質への暴露）と健康影響や病気のパターンの解析を行う。疫学は様々な人の集団に生じる病気の頻度と理由も定義する。提供された情報は病気を防ぐために、そして化学物質暴露の場合には化学物質のハザードについての、また過去や現在の暴露状況下の実際のリスクについての情報を更新するために使用される。

3. 「複数の化学物質への複合暴露のヒト健康と生態学的リスク評価方法論の統一」に関するガイダンス文書の開発権限についてのパブリックコメント募集結果

Outcome of the public consultation on the terms of reference for the development of a guidance document on “Harmonisation of risk assessment methodologies for human health and ecological risk assessment of combined exposure to multiple chemicals”

EFSA-Q-2016-00456

16 March 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/1189e>

EFSA は参加 12 団体から回答を得た。この報告書は受け取ったコメントと、科学委員会の作業グループの対処方法を提示している。この報告書は 2017 年 2 月 13~14 日の第 82 回科学委員会総会で承認される。

4. 発育神経毒性の試験と評価のための統合アプローチに関するワークショップの報告書 Workshop Report on integrated approach for testing and assessment of developmental neurotoxicity

17 March 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/1191e>

2015年11月、EFSAは化学物質の発達神経毒性(DNT)の可能性を調査するために一連の*in vitro*アッセイを構築する可能性をOECDと協力して検討することを提案した。共同司会者が同意したこの報告書は、ベルギーのブリュッセルで2016年10月18~19日に開催されたDNTの共同OECD/EFSAワークショップの議論と結果をまとめている。

5. EFSAの科学的評価の改訂を検討する科学的動機と基準

Scientific motivations and criteria to consider updating EFSA scientific assessments

EFSA Journal 2017;15(3):4737 [11 pp.]. 17 March 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4737>

この意見は、EFSAが科学的評価をタイムリーに更新するのに貢献するための動機と基準についてのものである。新しいデータ取得のスピードと効率を向上し、新しいデータが過去の科学的評価の更新に寄与するかどうかの妥当性と信頼性の評価についての科学的アプローチを取り扱っている。

6. 食品添加物としてのグリセロール(E 422)の再評価

Re-evaluation of glycerol (E 422) as a food additive

EFSA Journal 2017;15(3):4720 [64 pp.]. 15 March 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4720>

ANSパネルは食品添加物としてのグリセロール(E422)の安全性を再評価する科学的意見を提供した。1981年に食品科学委員会(SFC)は、1976年にFAO/WHO合同食品添加物専門家(JECFA)が「男性への許容一日摂取量(ADI)は特定しない」とした結論を支持した。グリセロールは急性毒性が低く、いくつかの強制経口投与試験で報告された胃腸でのグリセロールの局所刺激影響はグリセロールの吸湿性と浸透性の影響による可能性が高い。遺伝毒性と発がん性の懸念はない。生殖毒性試験は限られるが、投与に関係する有害影響は報告されていない。入手可能な動物実験からグリセロールの有害影響は確認されなかった。治療効果に求められるグリセロールの最小経口量を保守的に推定すると125 mg/kg bw/時と概算され、乳幼児は風味付き飲料1缶(330 mL)未満の飲料量でその用量に暴露される可能性がある。ADIを数値化する必要はなく、報告された用途の詳細暴露評価では食品添加物としてのグリセロール(E422)の使用に安全上の懸念はない。グリセロールの製造工程は、暴露マージン10,000以下となる量の遺伝毒性発がん性の残留物を含む食品添加物の生産を許すべきではない。パネルはE422のEU規格の改訂を勧めた。パネルはまた、追加の使用

情報、使用量、分析データを提出するよう求めた。

7. 食品添加物としての大豆ヘミセルロース(E 426)の再評価

Re-evaluation of soybean hemicellulose (E 426) as a food additive

EFSA Journal 2017;15(3):4721 [27 pp.]. 14 March 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4721>

大豆ヘミセルロースはそのままでは吸収されず、動物とヒトの腸内細菌叢で発酵される。ラットの90日間餌投与毒性試験で、雄には2,430 mg/kg 体重(bw)/日、雌には2,910 mg/kg bw/日の最高用量で有害影響は報告されなかった。遺伝毒性はない。最大許容量に基づいて計算された最大暴露推定は子どもで191 mg/kg bw/日(95パーセンタイル)だった。用途が限られていることを考慮すると、大豆ヘミセルロース(E 426)の実際の食事暴露はおそらく無視できるほどだと思われる。食品添加物としての大豆ヘミセルロース(E 426)の現在の使用からは安全上の懸念がある可能性は極めて低く、許容一日摂取量(ADI)は必要ない。E 426に残留するタンパク質量をできる限り減らし、この食品添加物にアレルギーを起こすタンパク質が存在する可能性があるという情報を消費者に知らせる必要がある。

8. 香料グループ評価

香料グループ評価 57 改訂 1(FGE.57Rev1)についての科学的意見 : JECFA(第 55 回会合)で評価されたイソプレゴンと 3 つの香料物質の検討

Scientific Opinion on Flavouring Group Evaluation 57, Revision 1 (FGE.57Rev1): consideration of isopulegone and three flavouring substances evaluated by JECFA (55th meeting)

EFSA Journal 2017;15(3):4727 [24 pp.]. 15 March 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4727>

イソプレゴンの追加毒性データが入手可能になったため改訂された。パネルは MSDI (maximised survey-derived daily intake) アプローチに基づき、「香料物質としての摂取推定量で安全上の懸念はない」とする JECFA の結論に同意した。だが 2 物質については、mTAMDI (modified theoretical added maximum daily intakes) は構造クラスの毒性学的懸念の閾値を超え、評価を最終化するためにより詳細な暴露評価が必要である。

9. 遺伝子組換え関連

- Dow AgroSciences LLC からの遺伝子組換え除草剤耐性ダイズ DAS-68416-4 の食品及び飼料としての使用、輸入、加工のための販売申請(EFSA-GMO-NL-2011-91)についての科学的意見

Scientific Opinion on an application by Dow AgroSciences LLC (EFSA-GMO-NL-2011-91) for the placing on the market of genetically modified herbicide-tolerant soybean DAS-68416-4 for food and feed uses, import and processing

under Regulation (EC) No 1829/2003

EFSA Journal 2017;15(3):4719 [31 pp.]. 16 March 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4719>

この申請の範囲内でヒトと動物の健康と環境への影響の可能性に関して、ダイズ DAS-68416-4 は従来対照種や検査された非 GM 参照種と同じように安全である。

- **Dow AgroSciences LLC** からの除草剤耐性遺伝子組換えダイズ DAS-44406-6 の食品及び飼料としての使用、輸入、加工のための販売申請(EFSA-GMO-NL-2012-106)についての科学的意見

Scientific opinion on an application by Dow AgroSciences LLC (EFSA-GMO-NL-2012-106) for the placing on the market of genetically modified herbicide-tolerant soybean DAS-44406-6 for food and feed uses, import and processing under Regulation (EC) No 1829/2003

EFSA Journal 2017;15(3):4738 [33 pp.]. 21 March 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4738>

この申請の範囲内でヒトと動物の健康と環境への影響の可能性に関して、ダイズ DAS-44406-6 は従来対照種や非 GM 参照種と同じように安全である。

-
- 英国 食品基準庁 (FSA : Food Standards Agency) <http://www.food.gov.uk/>

1. 2017年3月15日のFSA理事会の議事録

Summary of discussions at FSA Board meeting 15 March 2017

15 March 2017

<https://www.food.gov.uk/news-updates/news/2017/16063/summary-of-discussions-at-fsa-board-meeting-15-march-2017>

本日の公開会合で、FSA 理事会は新しい近代的食品規制システムのデザインについてさらに進めること、食物アレルギーによる公衆衛生問題が増加していること、成人の食物アレルギー研究提案について議論した。

Nina Purcell FSA 長官は「我々の将来を規制する」計画の進捗状況を報告した。この計画は世界の食糧システムの変化に対応し、リスクに基づくことを強化し、消費者にとってより良い結果をもたらすために規制システムを近代化するものである。

2. Cleone Foods は不正確な表示のためパテをリコール

Cleone Foods recalls patties because of incorrect labelling

24 March 2017

<https://www.food.gov.uk/news-updates/news/2017/16096/cleone-foods-recall-patties>

日付に消費期限「use by」の単語を入れていなかった。消費期限はその日までに食べるよ
うにという意味なので賞味期限と間違えられるとリスクとなる。

●FS スコットランド (FSS : Food Standards Scotland)

<http://www.foodstandards.gov.scot/>

1. スコットランド食品基準庁はスコットランド市民に不健康な間食習慣をやめるよう呼
びかける

Food Standards Scotland calls on Scots to break unhealthy snacking habits

13 March 2017

<http://www.foodstandards.gov.scot/news/food-standards-scotland-calls-scots-break-unhealthy-snacking-habits>

- ・ スコットランド市民の半分は、自分が不健康なスナックや甘い飲料を摂りすぎており、
子どもに与えすぎていると思っている
- ・ チョコレートビスケット 2 枚と甘い飲料 1 缶を一週間に一日我慢すると一年では
16,000 カロリー削減になる

スコットランド食品基準庁 (FSS) はスコットランドの人々に不健康な間食習慣をやめる
ことを推進する一環として、毎週火曜日不必要なおやつを食べないことを奨励している。
FSS の健康的な食事推進キャンペーンである「未来を変えよう」においては、チョコレー
ト、スイーツ、ケーキ、ポテトチップス、ビスケット及び甘い飲料といった不健康なスナ
ックやおやつを #treatfreetuesday(ノーおやつチューズデー)には食べないよう人々に呼び
掛けている。テレビやオンライン及びソーシャルメディアでキャンペーン活動を行うだろ
う。不健康なスナックの数を減らすと過体重や肥満及び 2 型糖尿病やある種のがんのよう
な食生活関連の病気になるリスクを減らすことができる。FSS は人々により健康的なライ
フスタイルを開始し食生活を改善するために間食の習慣についてもっと深く考えるよう求
めており、不健康なスナックやドリンクを減らし、その恩恵を人々が実感し、やる気にな
ってもらいたいと考えている。

FSS のシニア食生活アドバイザーである Dr.Gillian Purdon は次のように言う。「非常に
多くの人が必要ないのに不健康なスナックを食べることが、長期的には自身や子どもの健
康問題となる。スコットランドでは約 1/3 の子ども、2/3 の大人が現在過体重または肥満で
ある。改善されなければ、2030 年までにはスコットランドでは成人の 40%が肥満になるで
あろうと予想される。単純で実現可能な方法として、スコットランドの人々に毎週火曜日、
不健康なスナックやおやつを食べないことを呼びかけている。」

FSS は不健康なスナックの習慣を避けるための #treatfreetuesday のヒントをソーシャ

ルメディア上でシェアする予定である。キャンペーン情報、アイディア及びアドバイスの詳細は FSS の以下のウェブサイトで見ることができる。

(<http://www.foodstandards.gov.scot/http://www.foodstandards.gov.scot/>)

2. スコットランド食品基準庁は自宅の外で食べる食品への対応を呼びかける

Food Standards Scotland calls for action on food eaten outside of the home

08 March 2017

<http://www.foodstandards.gov.scot/news/food-standards-scotland-calls-action-food-eaten-outside-home>

スコットランド食品基準庁（FSS）は本日（2017年3月8日）スコットランドの食生活改善のために一年前に掲げた目標に追加の推奨事項を発表した。食品環境の規制の呼びかけや自宅の外で食べる食品をもっと健康的なものにする全体的な戦略がこれらの新しい推奨事項の中心で、食品に関する健康的な選択肢、メニューのカロリー表示、一人分の量の削減、不健康な食品や飲料の販売に対する規制を含む。また、中小企業の食品事業者への支援の必要性と至急対策をとるための産業界への呼びかけを含む。

背景には、不健康な食生活やその結果もたらされる健康への影響の認識が上昇し、61%のスコットランド市民がもっと健康的な食生活のために何かしなければならないと思っており、それが一年で10%増えたことがある。

FSS の長官、Ross Finnie は次のように言う。

「この一年間 FSS、政府及び産業界で具体的な進捗があり、積極的な措置がとられたが、スコットランドにおける食生活の目標は達成できていない。本日、FSS は食品の情報と選択肢に関連した一連の追加推奨事項を提案した。スコットランド経済の肥満対策費用は一年に 23 億 7000 ポンドと見積もられている。FSS は家庭外を含めすべての部門において、パートナーと一緒に取り組みを続ける。規制は産業界に対して公平な条件を作り出すだろうし、もし規制がなければ、食生活関連の不健康の増加や英国国営保健サービスや経済的負担の増加という非常に現実的な問題に直面するだろう。」

● 英国健康安全局（HSE : Health and Safety Executive）

<http://www.hse.gov.uk/index.htm>

1. PRiF : 残留農薬モニタリング報告書

Pesticide residues in food: quarterly monitoring results for 2016

16 March 2017

<https://www.gov.uk/government/publications/pesticide-residues-in-food-quarterly-monitoring-results-for-2016>

2016年第3四半期の報告書発表。

* Report on the pesticide residues monitoring programme: Quarter 3 2016

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/600273/pesticide-residues-quarter3-2016-report.pdf

26 食品 1,019 検体を調査し、MRL 超過は 62 検体だった。スクリーニング評価を行ったところ、オクラのジメトエート（ヨルダン産、1.8 mg/kg、RASFF 通知）以外については健康への影響はありそうにない。

塩素酸について、農薬以外に由来する残留を考慮するため、既存の暫定 MRL の見直しのために一定数検査を行っている。現時点では塩素酸は一律基準の 0.01 mg/kg が適用されるが、塩素を含む飲料水を灌水に使ったり塩素を含む殺菌剤を使ったりすることで残留基準を超過する可能性がある。EU 一律基準を超過した製品であっても科学的リスク評価に基づいて国内の流通はその国が判断できる。この事例については EFSA の塩素酸に関する意見¹⁾を考慮する。

1) 参考：食品安全情報（化学物質）No. 14/ 2015（2015. 07. 08）

【EFSA】食品中塩素酸に関連する公衆衛生リスク

<http://www.nihs.gov.jp/hse/food-info/foodinfonews/2015/foodinfo201514c.pdf>

2. グリホサートと同時調整剤 POE 獣脂アミンを含む植物保護製品

Plant Protection Products Containing Glyphosate and the Co-Formulant POE-Tallowamine

Issued: 17th March 2017

<http://www.hse.gov.uk/pesticides/news/glyphosate-poe-ppps.htm>

規則(EU) 2016/1313 では EU のグリホサート認可条件を改定し、POE 獣脂アミンを含まないことを要求している。英国では 109 製品が認可されており、そのうち 99 は 2017 年 6 月 30 日までに販売認可が切れ、使用や貯蔵、廃棄については 2018 年 6 月 30 日までに切れる。残り 10 製品はそれより後で切れる。

* 99 製品リスト

<http://www.hse.gov.uk/pesticides/resources/U/uk-glyphosate-products-with-poe-expiry-30june17.pdf>

● ドイツ連邦リスクアセスメント研究所（BfR : Bundesinstitut für Risikobewertung）

<http://www.bfr.bund.de/>

1. 農薬の累積評価：認可プロセスの一部となる BfR の概念

Cumulative assessment of plant protection products: BfR concept to become part of

authorisation process

09/2017, 10.03.2017

http://www.bfr.bund.de/en/press_information/2017/09/cumulative_assessment_of_plant_protection_products_bfr_concept_to_become_part_of_authorisation_process-200187.html

2017年3月1日現在、ドイツ連邦リスク評価研究所が行った累積リスク評価の結果は、農薬(ppp: plant protection products)のゾーン認可プロセスの一部となる予定である。これは、pppのヒト健康評価で、消費者の複合残留物による累積急性リスクや使用者の中期累積リスクがより良く評価されることを意味する。2014年にBfRは基本的な評価概念を開発し提示した。それ以降、欧州域の非常に多くの専門委員会で検討され議論された。この概念は現在欧州レベルで使用されている。「BfRは認可の際に複合残留物の健康評価をより一層考慮するために、数年間科学的概念について作業を行ってきた」とBfR長官Dr. Andreas Hensel教授は述べた。「この認可申請の新しい試験方法は欧州レベルで消費者と使用者の保護を著しく強化している。」

2. 実験動物のよりよい保護

Better Protection of Laboratory Animals

11/2017, 17.03.2017

http://www.bfr.bund.de/en/press_information/2017/11/better_protection_of_laboratory_animals-200219.html

今年のスプリングスクール2017「動物実験－法律上及び倫理上の側面」の目標は、動物実験の計画と承認に関するドイツ動物福祉法(TierSchG)の内容と要求を伝えることである。会議はドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)で実験動物保護のためのドイツセンター(Bf3R)とベルリン-ブランデンブルグ研究プラットフォームBB3Rが共同で企画している。この「3R」は動物実験の代替と削減、実験動物の福祉改善(改良)を支持している。Bf3Rがドイツ中の全ての3Rの活動を統合する一方で、BB3R研究プラットフォームはベルリン-ブランデンブルグ地方の3R関連の権限を結び付けている。このスプリングスクールはベルリンのFreie Universitätで2017年4月3～5日に開催される予定。このイベントは一般公開され無料である。

●オランダ RIVM (国立公衆衛生環境研究所: National Institute for Public Health and the Environment)

<http://www.rivm.nl/en/>

1. NANoREG 結果リポジトリ

http://www.rivm.nl/en/About_RIVM/International/International_Projects/Completed/NANoREG

2017年2月28日まで48ヶ月にわたり5000万ユーロの資金のもと行われた、欧州や韓国、ブラジルが参加したナノ物質のヒト健康や環境影響の規制の文脈での評価・試験方法開発に関する国際プロジェクト「NANoREG」の報告書が3月10日付で発表されている。

●アイルランド食品安全局（FSAI : Food Safety Authority of Ireland）

<http://www.fsai.ie/index.asp>

1. 未認可販売者からのアルコール飲料購入に関する警告

Warning Regarding Purchase of Alcohol from Unrecognised Ventors

Wednesday March 15 2017

https://www.fsai.ie/news_centre/methanol_poisoning_warning_15032017.html

HSE（アイルランド健康福祉庁）は、偽造のアルコール飲料摂取の危険性について公衆衛生警告を出した。これはメタノール中毒の患者の入院によるものである。ダブリン病院の重症の患者はバリーマン地域の未認可販売者から購入したウォッカボトルに入った液体を飲んだということが分かっている。ウォッカのボトルには毒性の強いメタノールが詰め替えられたものと思われる。

バリーマンの警察とアイルランド食品安全局はこの事件を調査している。HSEは市民に以下の勧告を出している：

- ・ 認可小売店、酒類販売許可または認可を受けた店舗からのみアルコール飲料を購入すること
- ・ 認可のない販売業者からアルコール飲料を購入したならば、飲まないこと。この事件の調査協力のために地域の警察にボトルを提出すること
- ・ 最近通りで購入したボトルのアルコール飲料を飲んで、気になる症状があれば、急ぎ医師の診察を受けること

メタノールは毒性が強い。メタノールの摂取は腎不全、失明及び死に至る可能性がある。メタノールは溶剤、不凍剤及びフロントガラス用洗浄液に含まれている。別名メチルアルコール、カルビノール、木精と呼ばれる。メタノールを飲んだ人はまず、平衡感覚障害、ふらつき、ろれつが回らない及び目の振戦といった症状が現れる。メタノール中毒の発症の症状がでるまで12～24時間の間隔があるかもしれない。症状は頭痛、意識障害、めまい、視力障害、吐き気、嘔吐、腹痛及び呼吸促迫を含む。深刻な場合には、痙攣や昏睡を生じることがある。

- フィンランド食品安全局 (Evira/ Finnish Food Safety Authority)

<https://www.evira.fi/en/>

1. 食品の使用制限

Restriction on the use of foodstuffs

改訂 14.3.2017

<https://www.evira.fi/en/foodstuff/information-on-food/food-hazards/restriction-on-the-use-of-foodstuffs/>

食品表示は、食品の安全な使用に必要な場合、必要な使用方法を提供している。さらにフィンランド食品安全機関 Evira は、必要であれば、一般人あるいは特定の対象集団(子ども、青年、妊婦、授乳中の女性、虚弱体質、免疫低下状態、高齢者) への食品の安全使用に関する助言を發表している。

*子ども、青年、妊婦、授乳中の女性への食品の安全な使用方法

https://www.evira.fi/globalassets/elintarvikkeet/tietoa-elintarvikkeista/elintarvikkeiden-elintarvikkeiden-kayton-rajoitukset/16.11.evira_taulukko1_eng.pdf

これらの手引きは、国立健康福祉センター(THL)及び国家栄養評議会が発表した「一緒に食べよう—子どものいる家庭のための食事助言」に含まれている。

Evira は食品の安全使用のための手引きを維持している。有効で改訂されている手引きは、このサイトで見つけることができる。食品の安全使用のための手引きを載せた表には、一般人向けの手引きも含まれる。この表ではリスクグループが特に示されていないが、病気やいくつかの薬剤の結果、免疫系が低下している人や高齢者もリステリア菌に関するリスクグループに含まれる。

-
- 米国食品医薬品局 (FDA : Food and Drug Administration) <http://www.fda.gov/>,

1. コロラドの未承認医薬品とダイエタリーサプリメントメーカーが連邦法違反で操業停止を命令される

Colorado unapproved drug and dietary supplement makers ordered to cease operations for federal violations

March 14, 2017

<https://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm546620.htm>

昨日、コロラド地裁地方判事 Marcia S. Krieger が製造販売業者 EonNutra LLC, CDSM LLC および HABW LLC とそのオーナー Michael Floren に事業を直ちに中止することを求める永久差し止め同意判決を出した。Floren は多数のウェブサイトや小売店で製品を販売していた。FDA は Floren の事業所を 2012 年以降 4 回査察していてそのたびに必要な修正

をすると約束しながら従わなかった。

2. 警告文書

- ・ Holdgrafer Dairy Inc. March 2, 2017

<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2017/ucm545471.htm>

残留動物用医薬品。ペニシリン 0.651 ppm (トレランス : 0.05 ppm)、ジヒドロストレプトマイシン 92.79 ppm (2.0 ppm) が検出された。

- ・ ProSupps USA LLC 2/3/17

<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2017/ucm545932.htm>

査察により消費者から入院する帰結となったダイエタリーサプリメントの苦情が寄せられていたのに調査しなかった、などの CGMP 違反各種発見。有害事象報告をしなかったことも違反。

- ・ Nutrishop dba Natural Generation Nutrition 2/24/17

<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2017/ucm545775.htm>

サプリメントの成分として表示されている *Acacia rigidula* は新規食品成分で通知されていない、など。

- ・ South Fork Dairy, LLC. 3/13/17

<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2017/ucm546434.htm>

残留動物用医薬品。スルファメタジンが肝臓に 49.7 ppm (トレランス : 0.1 ppm)、筋肉組織に 43.29 ppm (0.1 ppm)、またデスフロイルセフチオフル 2.61 ppm (0.4 ppm)、アンピシリン 0.05 ppm (0.01 ppm)、ネオマイシン 152.54 ppm (7.2 ppm) も検出された。

-
- 米国環境保護庁 (EPA : Environmental Protection Agency) <http://www.epa.gov/>

1. FIFRA 科学助言委員会会合議事録と最終報告書 : EPA のグリホサートの発がん性評価に関して

FIFRA Scientific Advisory Panel Meeting Minutes and Final Report

No. 2017-01

A Set of Scientific Issues Being Considered by the Environmental Protection Agency Regarding EPA's Evaluation of the Carcinogenic Potential of Glyphosate

December 13-16, 2016

https://www.epa.gov/sites/production/files/2017-03/documents/december_13-16_2016_final_report_03162017.pdf

結論として、グリホサートはヒト発がん性ではなさそう “not likely to be carcinogenic to humans” だという結論を支持する。

● 米国農務省 (USDA : Department of Agriculture)

<http://www.usda.gov/wps/portal/usdahome>

1. **Lakes Farm Raised Catfish** 社はナマズ製品を異物混入の可能性のためリコール

Lakes Farm Raised Catfish, Inc. Recalls Siluriformes Fish Products Due To Possible Adulteration

2017/03/24

<https://www.fsis.usda.gov/wps/portal/fsis/topics/recalls-and-public-health-alerts/recall-case-archive/archive/2017/recall-032-2017-release>

FSIS の定期検査でマラカイトグリーンとロイコマラカイトグリーンが違反レベルで検出されたため。

2. 汚染ブラジル産食肉について : 米国には入っていない、100%再監視されている

USDA on Tainted Brazilian Meat: None Has Entered U.S., 100 Percent Re-Inspection Instituted

March 22, 2017

<https://www.usda.gov/media/press-releases/2017/03/22/usda-tainted-brazilian-meat-none-has-entered-us-100-percent-re>

USDA の FSIS は最近のブラジルの食肉業界の捜査に関して、国内の家庭に供給される食品の安全性を維持するために追加の対策を発表する。ブラジルのスキャンダルに関係した屠殺あるいは加工施設から米国に輸入されている肉製品はないが、FSIS は直ちにブラジルからの生の牛肉あるいは直接消費用の製品の全てに追加の病原体検査を実施している。

● NIH (米国国立衛生研究所) のダイエタリーサプリメント局 (ODS : Office of Dietary Supplements) <http://ods.od.nih.gov/>

1. ファクトシート

・ コリン

Choline Fact Sheet for Consumer

Updated: March 10, 2017

<https://ods.od.nih.gov/factsheets/Choline-Consumer/>

消費者向けファクトシート更新 : March 10, 2017

・ ブラックコホシュ

Black Cohosh Fact Sheet for Health Professionals

Updated: March 3, 2017

<https://ods.od.nih.gov/factsheets/BlackCohosh-HealthProfessional/>

医療関係者向けファクトシート更新：March 3, 2017

2. 衛生専門家向け

For Health Professionals

<https://ods.od.nih.gov/HealthInformation/healthprofessional.aspx>

< 専門家向け情報サイト >

栄養助言や USDA の食品成分データベースなど各種情報へのリンク有り。

- ・ ダイエタリーサプリメントファクトシート
- ・ ダイエタリーサプリメント：あなたが知っておくべきこと
- ・ ダイエタリーサプリメント用語事典

他に、ダイエタリーサプリメントラベルデータベースのウェブサイトも公開。

* Dietary Supplement Label Database

<https://dsld.nlm.nih.gov/dsld/index.jsp>

このデータベースに掲載されているのはサプリメントのラベル情報。FDA の規制を満たさないものも含まれる。既に販売されなくなったものもある。研究目的。

● 米国連邦取引委員会 (FTC : Federal Trade Commission)

<http://www.ftc.gov/index.shtml>

1. FTC との合意でダイエット錠剤事業者による根拠のない減量宣伝とスパム電子メールマーケティングを禁止

FTC Settlement Bars Spam Email Marketing, Baseless Weight-Loss Claims by Diet-Pill Operation

March 17, 2017

<https://www.ftc.gov/news-events/press-releases/2017/03/ftc-settlement-bars-spam-email-marketing-baseless-weight-loss>

フロリダにあるアフィリエイト宣伝業者 3 社が、違法なスパムメールと虚偽の減量宣伝とインチキのセレブの保証を使って詐欺的減量製品を販売していたことに 50 万ドルを支払う。

Colby Fox と彼の会社 Tachht, Inc. および Teqqi, LLC と 4 番目の被告はアフィリエイト業者にお金を支払い、消費者の家族や友人などから来たメールであるかのようなメッセージ

を送って詐欺的宣伝サイトに誘導し、ホルスコリンや白インゲン豆製品などの根拠のない減量用製品を販売していた。

-
- カナダ食品検査庁（CFIA : Canadian Food Inspection Agency）

<http://www.inspection.gc.ca/english/toce.shtml>

1. ダイオキシン汚染による飼料成分の自主回収

Voluntary Recall of Feed Ingredient Due to Dioxin Contamination

March 21, 2017

<http://www.inspection.gc.ca/animals/feeds/industry-notice/2017-03-21/eng/1490126867305/1490126868147>

Absorbent Products Ltd 社が家畜飼料用キャリアまたはアンチケーキング剤である Red Lake Earth R.L.E-Diatomaceous Earth Diatomite を自主回収している。許容できない濃度のダイオキシンを含むため。

（ダイオキシン濃度の記載無し）

-
- オーストラリア・ニュージーランド食品基準局
（FSANZ : Food Standards Australia New Zealand）

<http://www.foodstandards.gov.au/>

1. 食品基準通知

- ・ Food Standards Notification Circular 08-17

23 March 2017

<http://www.foodstandards.gov.au/code/changes/circulars/Pages/NotificationCircular08-17.aspx>

認可及びフォーラム通知

- ・ 加工助剤としての Oryzin（プロテアーゼ）
- ・ 乳児用ミルク向けの DHA に富む藻油
- ・ 特定の豚製品のアビラマイシンの MRL
- ・ 朝食シリアル植物ステロール濃度引き上げ
- ・ アレルゲンとしてのルーピン
- ・ 食品としての THC の少ない麻の実、など

- ・ Notification Circular 09-17

28 March 2017

<http://www.foodstandards.gov.au/code/changes/circulars/Pages/Notificationcircular09-17.aspx>

新規申請及び提案

- ・ 遺伝子組換えによりオメガ 3 多価不飽和脂肪酸、特に DHA を生産するキャノーラ系統 NSB50027-4 由来食品

● オーストラリア農薬・動物用医薬品局 (APVMA : Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority) <http://www.apvma.gov.au/>

1. ジメトエート化学物質レビュー

Dimethoate Chemical Review

Content last updated:

20 March 2017

<http://apvma.gov.au/dimethoate>

2017 年 3 月 6 日に APVMA はジメトエートの認可に関する再検討を完了した。2017 年 3 月 20 日に規制決定報告書を発表した。

APVMA は :

- ・ 全ての既存の認可を確認
- ・ 自家菜園用製品の登録を廃止
- ・ 農業用ジメトエート製品の表示について変更
- ・ 農業用製品の 1L 以下の包装サイズを廃止
- ・ 表示を変更して 4 つの製品の一時停止を解除
- ・ 農業用ジメトエート製品の登録を確認し、新しい表示を認可

廃止された自家菜園用製品は 12 ヶ月間使用できるが販売はされない。これまでの農業用ジメトエート製品については最大 24 ヶ月、2019 年 3 月 6 日まで販売・使用できる。

* Dimethoate: Regulatory decisions

MARCH 2017

http://apvma.gov.au/sites/default/files/publication/26571-dimethoate-regulatory-decision-report-final_0.pdf

2. 申請者向けガイドー国際データ、基準、評価の提出

Guidance for applicants – submission of international data, standards and assessments

17 March 2017

<http://apvma.gov.au/node/14186>

国際的評価を利用することは APVMA が書く書類の量を減らしオーストラリアへの申請のための時間を減らす。国際評価を使用することは APVMA が農薬や動物用医薬品の使用について科学的にリスクを評価する必要性を取り除くものではない。

APVMA は規制評価の一部として化学的な規格などの国際基準を継続的に使用する。それには、農薬活性成分に関する FAO 基準・規格や、動物用医薬品の活性・非活性成分に関する EU、英国及び米国の薬局方などが含まれる。さらに他の国際基準についてもケースバイケースで利用を検討するが、オーストラリア最大残留基準値 (MRLs)、健康に基づくガイドライン値 (許容一日摂取量 ADIs、急性参照用量 ARfD) は引き続き設定していく。国際評価については、JMPR、JECFA、OECD などの報告を受け入れている。ただし、使用形態が関連する残留や曝露評価 (食事、職業、環境等) はオーストラリアに関するデータが必要となる。

3. APVMA はグリホサートを公式に再検討する理由はないことを発見

APVMA finds no grounds to place glyphosate under formal reconsideration

23 March 2017

<http://apvma.gov.au/node/26636>

国際がん研究機関 (IARC) が提示した懸念を受けて、APVMA はグリホサートの使用に関連するヒト健康リスクの詳細評価を行い、完全再検討は必要ないと決定した。

APVMA は、保健省から委託された IARC モノグラフのレビュー、他国の規制機関や国際専門家委員会によるリスク評価を含む根拠の重み付け評価を行った。

APVMA はオーストラリアでのグリホサートの使用はヒトがんリスクとはならず、グリホサートを含む製品はラベルの指示に従って使えば安全であると結論した。グリホサートの再検討をする科学的根拠はなく、APVMA は新しい情報を監視し続ける。

ヘルスカナダ、EFSA、ECHA、NZ EPA、US EPA、JMPR は全てグリホサートを最近評価し、ヒトがんリスクとはならないと結論している。

4. 汚染された農業獣医用製品が調査と自主回収されている

Contaminated agvet chemical products subject to current investigations and voluntary recalls

23 March 2017

<http://apvma.gov.au/node/26641>

APVMA は多数の企業と協力して製造工程で汚染のあった製品の自主回収を促している。APVMA は 2016 年 12 月に Nufarm Australia と Syngenta Australia から報告を受けて初めて汚染を認識した。それについては、いくつかの除草剤製品に追加の別の化合物が含まれることが確認されている。それから多数の自主回収が始まり、APVMA はそれぞれの

対応を促し監視していた。

最近メディアがこのリコールに関心を持ち、APVMA の対応に疑問があるとしている。APVMA の Kareena Arthy 長官は本日関係者に安全性と有効性の確保が最重要課題であることを再確認した。公式のリコールについては官報への告知などの明確な義務があるが、自主回収については公表する法的義務はない。

製造工程での交叉汚染の問題は複雑で現在調査中である。

● オーストラリア TGA (TGA : Therapeutic Goods Administration)

<http://www.tga.health.gov.au/index.htm>

1. 安全性警告 : **Change Me Herbal Slimming 錠剤**

Change Me Herbal Slimming capsules, Safety advisory

15 March 2017

<https://www.tga.gov.au/alert/change-me-herbal-slimming-capsules>

TGA 検査により、表示されない成分シブトラミンを含むとして警告。製品の写真を掲載。

● ニュージーランド一次産業省 (MPI : Ministry of Primary Industry)

<http://www.mpi.govt.nz/>

1. ニュージーランドの 2016 年のミツバチコロニー消失はポジティブな結果

Positive result with New Zealand bee colony losses in 2016

10 Mar 2017

<http://www.mpi.govt.nz/news-and-resources/media-releases/positive-result-with-new-zealand-bee-colony-losses-in-2016/>

ミツバチの群れの消失についての二回目の調査の発表はニュージーランドのミツバチの状況と課題についてより良い全体像を示す。2016 年の結果は、ニュージーランドの養蜂業にとって良いものだった。2016 年のミツバチの群れの消失は 9.78%で、国際的結果に比べても低い。2015 年は 10.73%だった。

2. ミラクルウォーターはバイオセキュリティリスクとなる

Miracle water poses biosecurity risk

20 Mar 2017

<http://www.mpi.govt.nz/news-and-resources/media-releases/miracle-water-poses-biosec>

[urity-risk/](#)

ニュージーランド一次産業省はフィジーからの旅行者に罰金や処理費を避けたいなら「ミラクルウォーター」をニュージーランドに持ち込まないよう求めている。

Dawasamu 地域源泉の天然水で、この未処理の水は結膜炎から失明まですべて治すことができる治癒力があると謳われている。

「懸念事項は治癒力が本当か嘘かということではなく、ニュージーランドの淡水養殖や自然環境に害を与える水媒介の病気を含んでいるかどうかである」と MPI 北部旅客郵便物担当の Craig Hughes は言う。

「その地域ではミラクルウォーターと呼ばれるかもしれないが、未処理で、ニュージーランドにとってはバイオセキュリティリスクをもたらす」

MPI 国境担当者は11月以来フィジーから到着する500人に上る飛行機の乗客からミラクルウォーターを押収した、と彼は言う。

「すべての到着客は国境で水の申請を求められる。持ち込みたいならば、約60ドルかかる熱処理費用を払わなければならない。申請しなければ400ドルの罰金か起訴されることになる。」

MPI は現在水に関するニュージーランドのバイオセキュリティ規則についてフィジーからの旅行者に通知するキャンペーンを行っている。このキャンペーンはナンディ空港での通知も行っている。

● 香港政府ニュース

<http://www.news.gov.hk/en/index.shtml>

1. ブラジル産食肉関連

- ・ ブラジルと食肉について連絡をとった

Brazil contacted in meat inquiry

March 22, 2017

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2017/03/20170322_123132.shtml

(動画あり)

食品安全センターは、リコールが必要かどうかさらなる情報を得るためにブラジル当局に連絡をとった。本日 Ko Wing-man 食品健康長官は問題の食肉についての21のブラジルの企業を同定したと報道関係者に語った。5つの会社から香港に輸入していたが、センターは汚染があるのがどの種類の食肉で、どのロットなのかがわからず、昨日ブラジル産の冷凍およびチルド肉を全て禁止し、輸入段階での監視を強化している。Ko 博士は小売レベルでの監視を今日から強化すると語った。リコールするかどうかはブラジルから提供されるデータによる。

・ 食肉輸入禁止は発効中

Meat import ban to remain in force

March 23, 2017

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2017/03/20170323_200230.shtml

全てのブラジル産の冷凍およびチルド肉の輸入禁止は、問題のある食肉の発生源が確認されるまで発効中とする。Ko Wing-man 博士はブラジル当局と食品安全監視が先に同定された 21 企業に限定されるのかどうか確認中である。「現時点では他の業者が関与しているかどうかを確認できていない」とし、輸入された食肉を回収するかどうかを集めたデータにより検討する。

一方、食品安全センターは 3 月 21 日以降に食肉の変質や安全性について調べた 21 の食肉検体の結果は満足できるものだったとしている。

・ 食肉のリコール即時発効

Meat recall to take immediate effect

March 24, 2017

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2017/03/20170324_193725.shtml

政府は本日 21 のブラジルの工場から供給された全ての食肉製品を直ちにリコールすることを命令した。Ko Wing-man 長官によると 21 の工場のうち 6 工場から香港へ輸出されたことが判明した。また先に発表したブラジル産の食肉の禁止はまだ継続中である。

● 韓国食品医薬品安全処 (MFDS : Ministry of Food and Drug Safety)

<http://www.mfds.go.kr/index.do>

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果

輸入検査課

- 2017.3.17~2017.3.23

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=36438>

- 2017.3.10~2017.3.16

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=36302>

- 2017.3.3~2017.3.9

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=36147>

2. ブラジル産鶏肉の輸入段階の検査・検査強化

検査実査課 2017-03-20

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=36325>

韓国に輸入されるブラジル産鶏肉は、ブラジル政府が発給した検疫証明書が添付されなければならない、農林畜産食品部（農林畜産検疫本部）の家畜伝染病に対する検疫と食品医薬品安全処の残留物質、微生物検査など衛生・安全に対する検査に合格した製品のみ国内流通が許可される。

国内に輸入される鶏肉を含む輸入畜産物は、まず検疫本部で相手国政府が発給した検疫証明を用いた輸入衛生基準の遵守及び輸入禁止地域産でないことを確認する書類検査と、書類及び現品との一致検査、腐敗など健全性を肉眼で確認する現品検査に合格しなければならない。

また食薬処が実施する書類検査、官能検査及びダイオキシン、抗生剤、サルモネラなど精密衛生安全検査を経て、食品としての安全監視と畜産物規格への適合性の確認を受けて異常がなければ国内流通が可能となる。

現在韓国の鶏肉輸入量は2016年が10万7千トンであり、ブラジル産鶏肉は約3,800件、8万9千トンである。ブラジル産鶏肉のうちBRF（5食肉加工場）の輸入量が約1,800件、4万2500トンに達して、残りは9食肉加工場のものが輸入されている。

ブラジル産鶏肉の輸入・通関時に食薬処が実施する精密・無作為検査は、2016年が470件(12.3%)であり、検査の結果が不合格になった事例はない。農食品部が検疫過程で現品と検疫証明書との不一致、変質、数量超過などで2016年は10件、74トンが不合格処理された。

食薬処と農食品部はブラジルでの畜産物不正流通に関連して輸入畜産物の安全を確保するために輸入時検疫・検査強化などの措置を取ると説明した。

<食薬処措置事項>

食薬処は、ブラジル鶏肉輸出業者であるBRFが我が国に輸出した鶏肉製品に対して暫定流通販売中断措置する。またブラジル産鶏肉に対して輸入検査を強化し、同時に国内流通中のブラジル産鶏肉に対しても収去検査を実施する計画である。今回の措置はブラジル政府が非衛生的に鶏肉を生産した食肉加工会社を摘発し、このうち一部の製品が海外に輸出されたことが確認されたためである。現在ブラジル産牛肉は輸入禁止中で輸入実績がない。

<農食品部措置事項>

農食品部もブラジル産鶏肉に対する輸入検疫強化措置を3月20日から施行する。農食品部はブラジル産鶏肉に対する現品検査の割合を現在の1%から15%に強化した。また外交部及び駐韓ブラジル大使館など外交経路を通じて問題になった作業場リストなど情報提供を要請した。2017年8月に予定していた定期輸出作業場点検の日程を繰り上げて推進する予定で、問題になった作業場を含めて点検する計画である。

3. ブラジルの腐敗鶏肉の国内輸入はない

輸入検査課 2017-03-21

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=36348>

食品医薬品安全処と農林畜産食品部は、最近ブラジルで発生した畜産物不正流通に関連して問題になった企業等から韓国に鶏肉を輸出したことはないことをブラジル政府から確認したと発表した。ブラジル韓国大使館の入手した資料によると、ブラジル農畜産食品供給部は3月20日、畜産物不正流通で問題になった調査対象21作業場の肉類輸出対象国を発表した。同資料によると21作業場で鶏の足、鶏肉、副産物、七面鳥肉、牛肉、蜂蜜などを香港、ヨーロッパ連合、サウジアラビアなど約30ヶ国に輸出したが、韓国は輸出対象国に含まれていなかった。食薬処は、ブラジル鶏肉輸出業者であるBRFが韓国に輸出した鶏肉製品に対する暫定流通販売中断措置は解除するが、ブラジル産鶏肉に対する輸入検査の強化及び国内流通中のブラジル産鶏肉に対する収去検査はしばらく継続する。農食品部はブラジル産鶏肉に対する現品検査強化措置(1%→15%)はしばらく維持し、ブラジル輸出作業場現地調査も当初の計画(2017年8月)より繰り上げて行う計画である。

4. 海外インターネット直輸入食品購入の注意！

食品安全管理課 2017-03-24

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&seq=36419>

－2017年第1次収去検査結果発表－

食品医薬品安全処は、2017年1月に海外インターネットサイトでダイエット効果(67)・性機能改善(23)・筋肉強化(16)を標榜する食品について計106製品を収去・検査した結果、20製品からタダラフィルなど食品に使用できない有害物質が検出されたと明らかにした。

有害物質が検出された20製品に対する情報は関税庁に提供して通関段階で遮断するように措置し、またインターネットを通じて購入できないように放送通信審議委員会に該当のサイト遮断を要請した。

今回の収去・検査は消費者が海外インターネットサイトを通じて直接購入する食品のうちダイエット効果、性機能改善などを標榜する製品の安全性を確認して消費者被害を予防するために実施した。

※ 通関件数：2014年380万件→2015年476万件→2016年578万件

ダイエット効果を標榜した67製品のうちOrlistolなど10製品から便秘治療剤の使われるカスカラサグラダ、センノシドが検出された。性機能改善を標榜した23製品のうちMEGA MEN Prostate&Virilityなど10製品からヨヒンビン、イカリイン、タダラフィルなどが検出された。Libido-max power extending formula製品からはイカリインとヨヒンビンと一緒に検出された。

食薬処は、消費者が海外インターネットを通じて直接購入する製品は政府の安全性検査を受けずに輸入されるため有害物質が含まれる可能性があり特別に注意が必要であるとしている。

5. 食品中のアクリルアミドの低減実現

新型有害物質チーム/消費者危害予防政策課 2017-03-23

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&seq=36398>

食品医薬品安全処食品医薬品安全評価院は、国民の摂取量が多いフライドポテト、ジャガイモスナックの製造過程で自然に発生する有害物質であるアクリルアミドが過去10年で約70%程度減少したと発表した。

食薬処は、食生活及び企業での低減化誘導政策と製造業者の低減技術開発により、2016年はフライドポテトとジャガイモスナックのアクリルアミド平均検出量が0.38 mg/kgと2006年の1.35 mg/kgに比べて約70%程度減少しており、2006年以後持続的に低減化を実現した。

これは10年間アクリルアミド低減化のために実施した、▲持続的な実態調査とリスク評価、▲関連会社への低減化指針書を普及、▲中小零細企業への分析費用及びテクニカルサポートなどの政策的支援、▲業界の製造工程及び調理段階別の改善努力などの結果によるものと分析される。

また、家庭及び外食企業での[アクリルアミド低減化]のために、

- ・ ジャガイモ、穀類など炭水化物含量が多くてタンパク質含量が少ない植物性原料を高い温度(120℃以上)で加熱・調理する時に発生する。特に160℃以上の高温で生成が急速に増加するので揚げ物の温度は160℃、オープン温度は200℃以下で調理する
- ・ ジャガイモを冷蔵保管すれば還元糖が増加してアクリルアミド生成量が増加するので冷蔵保管を避ける
- ・ ジャガイモを60℃、45分間水に浸せばアクリルアミドを85%まで減少させるので、浸漬してから調理する
- ・ 胡椒は味と香りを加えてイヤなにおいの除去を助けるが、調理時に使用してから焼くとアクリルアミド生成量が増加するのでできるだけ調理後に入れることが望ましい

食薬処は非意図的有害物質の低減化による国民健康確保のために多角的に努力をして、今後もアクリルアミド低減化を持続的に誘導する方針だと発表した。

昨年発表した食品リスク評価結果によれば、製造・加工・調理中に生成するアクリルアミドはヨーロッパなど外国と比べて低い水準であった。

6. 食品医薬品安全処、国民と直接コミュニケーションします

疎通協力課 2017-03-22

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&seq=36381>

食品医薬品安全処は、食・医薬安全問題に対して国民の立場で問題点を掘り出し、フォーラム開催、アンケート調査などで消費者の要求が実質的に政策に反映されるように「国民疎通（コミュニケーション）団」を運営すると発表した。

国民疎通団は食・医薬安全に関心ある満19歳以上の一般消費者と韓国消費者団体協議会10会員団体の地域代表者など1,000人で構成される。主な役目は消費者相談事例、マスコミ問題などを分析して、消費者の不満及び関心事案を掘り出して制度改善方案などを提示することである。

本年上半期の主要コミュニケーションテーマは、▲食品添加物に対する認識調査、▲海外直販、輸入代行など輸入食・医薬品安全管理方案、▲化粧品虚偽・誇大広告、などである。国民疎通団の提示した意見は、指導・点検、収去・検査などに反映して問題点を解決し、その結果を随時フィードバックする予定であり、正確な情報を提供する必要がある問題に対しては生活密着型情報を用意して一般消費者に積極的に拡散させる計画である。

7. 食品用ガラス器具・容器の正しい使い方！

添加物基準課/添加物包装課 2017-03-21

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=1&seq=36345&sitecode=1&cmd=v>

食品医薬品安全処は、食品用のガラス器具・容器を日常生活でより安全に使えるように正しい使い方を提供する。

食品用ガラス器具・容器は、一般ガラス製、加熱調理用ガラス製、クリスタルガラス製に区分され、大きさと用途によって重金属（鉛、カドミウム）規格を設定して管理している。特に、加熱調理ガラス製は100℃以上に加熱調理する目的に製造されたもので、使用用途と耐熱強度によって、▲直火用、▲オープン用、▲熱湯用、▲電子レンジ用に区分している。

実生活で使用する食品用ガラス製器具の正しい使用方法と使用時の注意事項は次の通りである。

<食品用ガラス製器具・容器の一般的な注意事項>

食品を保管したり調理するためにガラス製器具・容器を購入する時には「食品用」なのか確認するのが望ましい。現在食品用器具については「食品用」表示が2015年から段階的に施行されていて、ガラス製品については2018年から義務化される。

ガラス製品は割れやすいので洗浄時は優しく磨き、金属束子や研磨剤が添加された洗剤を使用しない。食品を入れて冷凍室に保管すると食品が凍ると体積が増えて破損される恐れがあるので気を付ける。

<加熱調理用ガラス使用時の注意事項>

加熱調理用ガラスは直火用、オープン用、熱湯用、電子レンジ用と表示されているので、表示された用途に当たるように使わなければならない。

直接加熱調理する直火用ガラスは急激な温度変化があると破損する可能性があるため、表面についた水分はふきとって使い、熱い状態で冷たい布巾や水と触れないように気を付ける。

電子レンジで加熱する場合にはマイクロ波が通過する電子レンジ用ガラス器具を使わなければならない。オープンと違い電子レンジで食べ物を加熱する場合、食べ物内部が先に加熱される特徴があって食べ物が瞬間的に沸騰してあふれることがあるので気を付ける。

<クリスタルガラス使用時の注意事項>

クリスタルガラス製品はピクルス、フルーツジュース、ワインのような酸性食品を長期間保管しないようにし、食べ物を提供する用途にだけ使った方がよい。新たに購入したク

リスタルガラス製品は使用前に酢を入れた水に24時間つけた後きれいに洗浄すればより安全に使うことができる。

詳しい内容は食品安全情報ポータル(www.foodsafetykorea.go.kr>問題・ニュース・広報・教育>広報資料>器具及び容器包装)で確認することができる。

8. 食品医薬品安全処「危害食品販売遮断システム」の拡大に安心なショッピング環境づくり

食品管理総括課 2017-03-17

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=1&seq=36284&sitecode=1&cmd=v>

食品医薬品安全処は、不適切食品を摘発したら直ちに販売遮断できる「危害食品販売遮断システム」を大型割引売場、コンビニ、スーパーマーケットなどから中小業者にも拡大して本年末まで約1万ヶ所に追加設置する計画であると発表した。

9. 食品医薬品安全庁、国内・外の流通粉ミルク製品の放射能検査の結果発表

畜産物衛生安全課 2017-03-15

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=2&seq=36244&sitecode=1&cmd=v>

食品医薬品安全処は、韓国で消費する粉ミルク製品に対する放射能安全性を確認するために国内・外32製品に対して収去・検査を実施した結果、全ての製品で放射能が不検出だったと発表した。

今回の収去・検査は、最近インターネットブログで海外直輸入粉ミルク製品に対する放射能の安全性に問題があるという主張が申し立てられているために実施された。

収去対象は販売・収入・購入実績が比較的高い製品として、▲国産粉ミルク(7件)、▲輸入販売会社が輸入した粉ミルク(11件)、▲インターネット輸入代行会社が輸入した粉ミルク(12件)、▲海外インターネットを通じて直接購入した粉ミルク(2件)など計32件である。

※ 3製品(インターネット輸入代行2個、正式輸入1個)は韓国消費資源から検査

粉ミルク製品に対する放射能基準は韓国では、セシウム(134Cs+137Cs)、ヨウ素(131I)ともに100 Bq/kg以下で、米国(セシウム1,200 Bq/kg、ヨウ素170 Bq/kg)、EU(セシウム400 Bq/kg、ヨウ素150 Bq/kg)、コーデックス委員会(セシウム1,000 Bq/kg、ヨウ素100 Bq/kg)など、諸外国に比べて厳格に適用している。

食薬処は、今回の収去・検査が粉ミルクに対する国民の漠然たる不安感を減らすのに役に立つはずと言いながら、今後とも輸入畜産物に対する放射能検査など安全管理を強化して行くと発表した。海外直輸入製品の場合は正式に輸入される製品とは異なり安全性検査が行われていないことに注意すること。

10. コーデックス抗生物質耐性の特別委員会の議長任命式及び第1次専門家諮問会議の開催

濃縮水産物政策課 2017-03-10

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=2&seq=36137&sitecode=1&cmd=v>

食品医薬品安全処は、コーデックス委員会の「抗生剤耐性特別委員会」議長にパク・ヨンホ教授(ソウル大獣医学科)を委嘱し、3月10日特別委員会運営のための第1次専門家諮問会議を開催すると発表した。

食薬処は、我が国が「抗生剤耐性特別委員会」議長国としてグローバルガイドライン設定を主導して世界舞台で我が国の地位を高めるよう失敗なく運営すると発表した。

● シンガポール農畜産食品局 (AVA : Agri-Food Veterinary Authority of Singapore)

<http://www.ava.gov.sg/>

1. AVA はブラジルからの食肉の輸入を監視している

AVA is monitoring the import of meat from Brazil

20 March 2017

<http://www.ava.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/media-release---ava-is-monitoring-the-import-of-meat-from-brazil.pdf>

主要な食肉輸出業者の関与する汚職の可能性についての捜査により、ブラジル農業か畜食糧供給省は21の食肉加工施設を特別監視下においている。シンガポールはこれらの施設から食肉を輸入していない。AVAの認証施設ではないため。

● インド食品安全基準局 (FSSAI : Food Safety & Standards Authority of India)

<http://www.fssai.gov.in>

1. シナモンとカシアについてのガイダンス

Guidance Note on Cinnamon and CCASIA

10.03.2017

http://www.fssai.gov.in/dam/jcr:8cf6c72a-85a6-4add-a069-1169097dfc96/Guidance_Note_Cinnamon_CCASIA_10_03_2014.pdf

市場で安価なカシアがシナモンとして販売されているという情報を受け取った。本物のシナモン (*Cinnamomum verum* syn. *Cinnamomum zeylanicum*) はスリランカと南インドの固有種でスリランカが主なシナモン産地で世界の60%の取引を管理している。

カシアは中国カシア (*Cinnamomum cassia* syn. *C. aromaticum*) などの別の種でスパイス以外にも精油などが使われている。関連はあるもののシナモンとカシアは同じ植物由来ではなく、カシアがはるかに安価なのでしばしばシナモンとして売られている。

FSSAI はシナモンとカシアの基準を定めている。カシアにはクマリンが多いが通常の摂

取ではヒト健康に有害影響が出るほどの摂取量にはならない。シナモンのクマリン含量の上限は 0.3%以下と定めている。カシアのクマリンは 0.8 から 10.63%である。カシアの方がシナモンより強く辛い風味があり、見た目も違う。(写真を掲載)

2. プレスリリース：食用油業界と強化について

Press Note related Fortification on Edible Oil Industry . (Uploaded on: 27.03.2017)

http://www.fssai.gov.in/dam/jcr:b2b7197d-825b-4621-8cc9-454d6a21ee7c/Press_Release_Fortification_Edible_Oil_27_03_2017.pdf

全ての主要食用油製造・加工部門が今後 3 ヶ月以内に食用油にビタミン A 及び D を強化することを決定した。この決定は FSSAI が最近ニューデリーで行った会議の結果である。

インドの人々にはビタミン A と D の欠乏が多い。食用油の強化が最も実行可能で費用対効果の高い介入である。

● その他

ProMED-mail

有毒茶 アコニチン 米国：(カリフォルニア)

Toxic tea, aconitine - USA: (CA)

2017-03-12

<http://www.promedmail.org/post/4895129>

サンフランシスコのチャイナタウンのハーバリストのお茶を飲んで 2 人が重体になった。このお茶の葉にはアコニチンが含まれていた、と金曜日 (10 Mar 2017) に公衆衛生部が発表した。50 代の男性が 2 月に、30 代の女性が 3 月に Sun Wing Wo 貿易社から購入したお茶を飲んで一時間以内に重体になり、どちらも入院中である。どちらも衰弱して命に関わる不整脈になり蘇生と集中治療を必要とした。

トリカブトはアジアの薬草として使われているが安全に使うためには適切に加工しなければならない。保健当局はお茶の葉の由来を調査中で、他の人たちに摂取を止めるよう警告している。

* 関連記事：サンフランシスコ公衆衛生局プレスリリース

ハーブティーが二人のサンフランシスコ人を中毒にした

チャイナタウンショップで購入したお茶を捨てるよう警告

Herbal Tea Poisons Two San Franciscans

Public Warned to Discard Tea Purchased at Chinatown Shop

March 10, 2017

<https://www.sfdph.org/dph/files/newsMediadocs/2017PR/DPH-Release-HerbalTeaPoi>

EurekaAlert

- 知見は出産前の DHA サプリメントは子どもの IQ に利益がないことを示す

Findings show lack of benefit of prenatal DHA supplementation on IQ in children

21-Mar-2017

https://www.eurekaalert.org/pub_releases/2017-03/tinj-fsl031717.php

JAMA に発表された研究によると、RCT の長期フォローアップにより出産前の DHA サプリメントに子どもが 7 才の時点での利益はないという強力な根拠を発見した。

子どもの神経発達にメリットがあるという根拠はほとんど無いにもかかわらず、出産前 DHA サプリメントの販売は増加している。南オーストラリア健康医学研究所の Maria Makrides 博士らは、800 mg の DHA またはプラセボを妊娠後半に毎日使用した女性での RCT において、子どもが 18 ヶ月の時点で認知、言語、運動発達に差がないことを発見している。4 才でもメリットはなく、親の評価による行動や高次機能で負の影響の可能性が示されていた。さらにフォローアップして 7 才での IQ を調べた。全部で 543 人の子どもで IQ に差はなかった。親の評価による行動や高次機能は DHA サプリメント群で悪かった。エフェクトサイズは小さく神経発達上の診断には差はない。

- エネルギードリンクはアルコールの影響をマスクし怪我のリスクを増やす

Energy drinks mask alcohol's effects, increase injury risk

21-Mar-2017

https://www.eurekaalert.org/pub_releases/2017-03/joso-edm031517.php

Journal of Studies on Alcohol and Drugs の 3 月号に発表されたレビュー。

以上

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室